

# 鳥取中央有線放送株式会社

## ケーブルテレビ加入契約約款

鳥取中央有線放送株式会社（以下「TCC」という）と、TCCが行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）とは、湯梨浜町、北栄町、琴浦町が定める有線放送関係の条例によるもののほか、以下の条項により契約を締結する。

（TCCの提供するサービス）

第1条 TCCは、業務区域内の加入者に、次のサービスを提供する。

- （1）国内テレビジョン放送、およびFMラジオ放送の同時再放送サービス
- （2）自主放送、およびお知らせ文字放送サービス
- （3）衛星放送、および通信衛星による同時再放送サービス
- （4）告知放送サービス（\*）
- （5）上記事業に附帯するサービス業務（\*）

備考：（\*）は各町の条例等により、サービス内容が変わります。

（業務区域）

第2条 TCCの業務を行う区域は、湯梨浜町、北栄町、琴浦町（以下「町」という）の全域とする。

（加入金）

第3条 加入を希望する者は、加入を希望する町、またはTCCの窓口より、所定の申込書に必要事項を記入の上、加入を希望する町の条例に従い、加入金（別表. 1参照）を添えて申し込むものとする。なお、加入金は加入契約を解約しても返還は行わない。

（契約の対象並びに成立）

第4条 加入契約は、第3条に従い提出された申込書を、当該町およびTCCがこれを承諾したときに成立するものとする。

- 2 集合住宅の場合は、原則として契約の単位を世帯区分毎の契約とする。

（施設の設置および費用の負担）

第5条 加入者は、最寄りの引込端子（タップオフ、またはクロージャー。以下、引込端子という。）から加入者終端装置（保安器、またはONU。以下、加入者終端装置という。）までの引込に要する費用、加入者終端装置以降の宅内配線および加入者の宅内施設設置に要する費用を負担する。ただし、当該町の条例等で引込に要する費用の一部を当該町が補助する場合がある。

（利用料金）

第6条 加入者は、別表. 2に定める月毎の利用料金をTCCに支払うものとする。

- 2 利用料金はサービス開始の翌月分から、解約当月分までとする。
- 3 利用料金の中には、NHKのテレビ受信料、およびWOWOW放送受信料は含まない。
- 4 利用料金は毎月10日（休日の場合は翌営業日）に徴収する。この場合原則として、口座振替によるものとし、通帳へは「TCC リョウリョウ」と印字し、通常時は領収書を発行しない。

- 5 納入した利用料金は、返還しない。ただし加入者の責めに帰さない理由によりサービスを利用することが出来ない場合は、その全部又は一部を返還することが出来る。なお返還を求める場合は、その期間を証明できるものを添付しなければならない。

(減 免)

第 7 条 TCC の公共性に鑑み、特に必要があると認めた者に対して、代表取締役社長は利用料金を減免することがある。

(施設の所有権)

第 8 条 加入者終端装置以降の宅内配線施設は加入者の所有とする。また、加入者終端装置と宅内配線の接続は、当該町、TCC、またはその指定工事店により実施する。

- 2 ケーブルテレビ受信端末(「STB」:セットトップボックス。以下 STB という。)は、原則 TCC の所有とし利用者に貸し出すものとする。利用者に貸し出す利用料金は別表. 4 のとおりとする。
- 3 貸し出しを受けた STB を故意または過失により破損、紛失した場合、加入者は、別表. 5 に定める実費相当額を TCC に支払うものとする。
- 4 告知端末は当該町の所有とし、故意または過失により破損、紛失した場合は、当該町の条例等によるものとする。

(B-CAS カードおよび C-CAS カードの取扱い)

第 9 条 B-CAS カードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾約款」に定めるところとする。

- 2 STB を利用する加入者は、STB1 台につき 1 枚の C-CAS カードを TCC より貸与されるものとする。また TCC は必要に応じて、加入者に C-CAS カードの交換および返却を請求できるものとする。
- 3 C-CAS カードの所有権は TCC に帰属し、加入者の C-CAS カードデータに対する追加・変更・改ざん等あらゆる行為を禁止する。それら行為によって TCC および第三者に及ぼされた損害・利益損失は加入者が賠償する。
- 4 故意または過失により B-CAS カードおよび C-CAS カードを破損または紛失した場合は、加入者は別表. 5 に定める実費相当額を TCC に支払うものとする。
- 5 STB の解約または加入契約の解除後は、B-CAS カードおよび C-CAS カードは速やかに TCC に返却するものとする。

(加入の休止、および復帰)

第 10 条 加入者が一時休止および復帰するときは、その旨を記載した所定の届出書を申し込み先の町又は TCC に提出しなければならない。休止期間が 3 か月以上となることが予想される場合は、原則として加入者終端装置にて切離作業を実施し、加入者は、別表. 3 の休止工事費を支払い、STB 利用者は同契約を解除するものとする。休止期間 3 か月以内と予想される場合には、加入者は別表. 3 の休止保証金を支払うものとし、3 か月を超えても復帰出来ない場合はこれを前述の休止工事費に当てる。3 か月以内に復帰した場合には休止保証金は返金する。

- 2 3 か月以上休止した者が復帰するときは、別表. 3 の復帰時再接続工事費を支払うものとする。
- 3 休止開始から 1 か年を経過した後、尚も復帰しない時は、原則として自然脱退とし、解約したものとみなす。

(設置場所の無償提供、および便宜の提供)

第 11 条 町および TCC は、施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物などを無償で使用できるものとする。

2 加入者は、加入契約の締結について地主、家主、その他利害関係者がある場合はあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関しての責任は加入者が負うものとする。

(施設の保守)

第 12 条 町および TCC は、施設全体の維持管理責任を負うものとする。ただし、加入者は維持管理の必要上、サービスの提供が一時的に停止することがあることを承諾するものとする。

2 町および TCC は、加入者から施設に障害がある旨の申し出があった場合は、これを調査し、必要な措置を講ずるものとする。ただし、加入者終端装置以降の加入者の宅内配線施設に起因する障害の場合は加入者の責任とし、修復に要する費用は加入者の負担とする。また、TCC が貸し出す STB に障害がある場合、TCC は代替りの STB を貸し出すものとする。

3 町、および TCC の保管責任範囲は、TCC (本局、支局) から加入者終端装置までとし、その施設に故障、事故等が生じた場合の修復費用は、当該町の負担とする。

4 加入者は、町および TCC、もしくは町が指定する業者が設備の調査、点検、修理等を行う場合、加入者の敷地、家屋、構築物への出入りについて便宜を提供するものとする。

5 加入者は、故意または過失により町および TCC の施設に損害を与えた場合は、その施設修復に要する費用を負担するものとする。

6 町および TCC の責により、連続 96 時間以上、第 1 条の再送信サービスが停止した場合は、その停止した時間を 24 時間で割り、剰余の時間を除いたものを日数とし、日数分の利用料金は返還するものとする。ただし、天災、事変、その他町および TCC の責に帰することの出来ない事由によるサービスの提供停止に基づく損害賠償には応じない。

(端末設置場所の変更)

第 13 条 加入者は、同一敷地内で TCC が貸し出した STB の設置場所を変更することができる。

2 加入者は、TCC が貸し出した STB を、同一敷地を越えて設置場所を変更する場合は、TCC にて設置場所変更届を提出するものとする。

3 第 1 項から第 2 項による工事費用は、加入者の負担とする。

(名義の変更)

第 14 条 名義変更は、次の場合をいう。

(1) 同一世帯での変更

(2) 相続による変更

(3) 譲渡による変更

2 前項による名義の変更を行う場合は、所定の届出書にその旨を記載の上、申込先の町または TCC に提出し、承諾を得なければならない。

3 第 1 項による工事が必要な場合の費用は、新規名義者が負担するものとする。

4 第 2 項により町が承諾した場合、町は TCC にその旨を通知し、以降の利用料は新規名義者が口座振替により TCC に支払うものとする。

(加入者の禁止事項)

第 15 条 加入者は、無断で町および TCC が所有する施設の改造、用途変更および増設工事、契約以外の用に供してはならない。

2 禁止行為があった場合は、改変または増設した施設について、町および TCC が改めて適切な工事を行い、それに要した費用は加入者の負担とする。

(加入者の義務違反による業務提供停止と契約解約)

第 16 条 加入者に利用料金の支払遅延（3か月）、その他この約款に違反する行為があった場合、TCC は第 1 条の業務提供を停止することができる。

2 TCC が前項の業務提供の停止を行った後、1か月以内に加入者の義務違反状況が改善されない場合には、TCC は加入契約を解約することが出来る。

(加入契約の解約)

第 17 条 加入者は申し込み先の町または TCC に申し出て加入契約を解約することができる。

2 解約の場合、加入者は解約の当月分までの利用料金および別表. 3 の解約工事費を支払うものとする。

(業務内容の変更、無断使用等の禁止)

第 18 条 TCC はやむを得ない事情によりサービス業務内容を変更することがある。この場合、TCC は事前に事情等を告知し利用者に徹底し便宜を計るものとするが、変更によって生ずる損害の賠償には応じない。

2 加入者がテープ、配線等により TCC が提供するサービスを第三者に提供することは、有償、無償を問わず禁止する。

(定めなき事項)

第 19 条 この約款に定めなき事項、あるいは疑義が生じた場合は、当該町および TCC と加入者は協議の上、誠意をもって解決にあたるものとする。

(約款の変更)

第 20 条 TCC はこの約款を変更することがある。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款による。

附 則

平成 19 年 4 月 2 日改定

- 1 本契約は各世帯が個別に契約する場合に適用するものとし、集合住宅の加入の場合はさらに第 18 条を追加適用とする。
- 2 当該町、および TCC は、特に必要と認めた場合、本約款に特約を付すことができるものとする。

平成 19 年 4 月 2 日改定

- 1 別表を、デジタル放送料金を含め見直し修正する。

平成 20 年 3 月 10 日改定

- 1 別表のデジタル放送料金の平成 20 年 4 月 1 日以降の確定料金に訂正する。

平成 22 年 2 月 1 日改定

- 1 本契約は、引込み線の種類の別（同軸線、および光ケーブル）を問わず適用する。
- 2 湯梨浜町伝送路整備完了により関係条文の修正。(第 5 条・第 9 条・第 11 条)
- 3 条文の整理・修正・追加・削除。(第 6 条・第 9 条・第 11 条・第 12 条・第 13 条・第 16 条・第 18 条・第 19 条)
- 4 第 18 条を第 4 条へ統合し、第 18 条を削除。
- 5 別表. 1～5 を見直し修正・変更。(湯梨浜町加入契約金・解約、休止、復旧工事費および休止保証金・「スターチャンネル」の削除)
- 6 別表. 4 : アナログ放送用端末利用料および有料チャンネル利用料の「衛星劇場備考欄」の記載変更。
- 7 別表. 5 : デジタル放送用端末利用料および有料チャンネル利用料の「スターチャンネル名・視聴料金・備考欄」の変更。

平成 23 年 4 月 1 日改定

- 1 気象観測情報サービス停止により関係条文の修正。(第 1 条)
- 2 アナログ放送用端末の放送サービス停止により関係条文の修正。(第 8 条)
- 3 別表. 3 : 解約、休止、復帰工事費および休止時保証金のホームターミナルに関する項目の削除、記載変更
- 4 別表. 4 : TCC アナログ放送用端末利用料および有料チャンネル利用料の削除
- 5 基本料金（月額）の統一により別表. 2 の変更

平成 23 年 6 月 30 日改定

- 1 「放送法の一部を改定する法律」施行による関係条文の修正（第 1 条）
- 2 別表. 3 : 解約、休止、復帰工事費および休止時保証金の加入世帯の所在地項目の記載変更

## ケーブルテレビ加入契約約款

平成 23 年 7 月 1 日改定

- 1 利用料金の返還について追記。(第 6 条)
- 2 B-CAS カードおよび C-CAS カードの取扱い(第 9 条)の追加
- 3 琴浦町農村多元情報連絡施設整備分担金条例改正による加入金の変更(別表. 1)
- 4 別表. 5: 破損・紛失・未返却等による物品毎請求額の追加

別 表 : 利用料金等について (料金はすべて消費税込みの金額)

【別表. 1 : 加入を希望する場所の所在地別の申込書提出先および加入契約金】

加入を希望する場所の所在地	加入契約金	申込書提出先
湯梨浜町	70,000 円	湯梨浜町
北栄町	15,000 円	北栄町
琴浦町	15,000 円	琴浦町

■集合住宅については、加入を希望する町の条例等に従いお支払いください。

【別表. 2 : 利用料金】

● 基本利用料

加入世帯の所在地	基本利用料 (月額)	備考
湯梨浜町	1,260 円	
北栄町		
琴浦町		

■NHK 利用料は含みませんので、別途 NHK へお支払いが必要です。

【別表. 3 : 解約、休止、復帰工事費および休止時保証金】

加入世帯の所在地	項 目	料金
琴浦町	休止、再開、解約工事費	3,150 円
	休止保証金	3,150 円
北栄町 (大栄地区)	セットトップボックス(STB)の取付け料金*	5,250 円/台
	セットトップボックス(STB)の取外し料金	3,150 円/台
湯梨浜町	休止、再開、解約工事費	0 円
	休止保証金	0 円
北栄町 (北条地区)	セットトップボックス(STB)の取付け料金*	5,250 円/台
	セットトップボックス(STB)の取外し料金	3,150 円/台

\*印には、接続ケーブル等部品代金を含んでおりませんので別途必要です。

【別表. 4 : TCC デジタル放送用端末利用料および有料チャンネル利用料】

<デジタル放送用端末（セットトップボックス）>

●セットトップボックス利用料金（1台当たり）

加入世帯の所在地	1台目 利用料金	2台目以降 利用料金	備 考
湯梨浜町 北栄町 琴浦町	840 円	735 円	

■端末の取付け、調整は、TCC 指定店が実施します。（有料）

● セットトップボックス専用ハードデスク

デジタルハイビジョン放送などのデジタル放送の録画が可能です。デジタル放送の録画は、著作権保護等の理由で、従来のデジタル録画機では録画が出来ない場合があります。セットトップボックス専用ハードデスクを TCC にて、販売いたします。

TCC 販売価格： 容量 250G バイト 33,600 円／台

メーカー保障期間は引渡し後 1 年間です。

●デジタル有料チャンネル（1台当たりの料金）

チャンネル名	視聴料金 (月額)	備考
デジテレセット	945 円	CS デジタル多チャンネルセット
WOWOW	2,415 円	
スターチャンネル 【ハイビジョン】 【プラス】 【クラシック】	2,100 円	スターチャンネル 3チャンネルパック
グリーンチャンネル	1,260 円	中央競馬中継 EAST/WEST
衛星劇場	1,680 円	
東映チャンネル	1,575 円	
フジテレビ ONE & TWO	1,050 円	
J Sports Plus	1,365 円	

■ご利用にはセットトップボックスが必要です。料金は端末毎の料金です。

お申し込み窓口は TCC です。

■デジテレセットは、CS デジタル放送チャンネルのセットサービスです。

■料金滞納2か月となった場合は、お支払いが完了まで強制停止となります。

■WOWOW の料金は、WOWOW にお支払い下さい。

【別表. 5 : 破損・紛失・未返却等による物品毎請求額】

物 品 名	請求額 (税込)	備 考
STB (セットトップボックス) 1 台につき	31,500 円	
リモートコントローラー 1 台につき	3,360 円	
B-CAS カード 1 枚につき	2,100 円	
C-CAS カード 1 枚につき	3,150 円	

\* 送料等、上記以外の費用については実費